答弁第一二九号平成二十二年十一月十二日受領

内閣衆質一七六第一二九号

平成二十二年十一月十二日

国 務 大 臣内閣総理大臣臨時代理 仙 谷

由

人

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出メドベージェフ・ロシア大統領による国後島訪問に係る第一報の菅直人内閣総

理大臣への伝達等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出メドベージェフ・ロシア大統領による国後島訪問に係る第一報の菅直人内

閣総理大臣への伝達等に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

今般メドヴェージェフ・ロシア連邦大統領が国後島を訪問したことについて、菅直人内閣総理大臣がこ

れを知った日時及びその方法等について明らかにすることは、我が国の情報収集体制等にかかわることで

あり、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

政府としては、 在ロシア連邦日本国大使館、 在ユジノサハリンスク日本国総領事館等を通じて、必要な

情報の収集等を行ってきているところであるが、 情報収集体制については、 不断の検討が必要であると考

えている。